

西宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する
意見提出手続（パブリックコメント）の結果について

こども支援局 新制度準備室 新制度準備課

「西宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

平成26年11月25日（火）から平成26年12月25日（木）にかけて実施した意見提出手続（パブリックコメント）について、197名から372件のご意見をいただきましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

1. 意見提出者 197名（男性：29名、女性：167名、不明：1名）

【内訳】

年 代 別	
20代	44人
30代	39人
40代	31人
50代	29人
60代	23人
70代	3人
不 明	28人

居住地域別	
本 庁	76人
鳴 尾	19人
瓦 木	24人
甲 東	18人
山 口	2人
市 外	41人
不 明	17人

提出方法別	
郵 送	29人
電子メール	16人
ファックス	32人
窓 口	120人

2. 意見件数

内 容		件 数
第2編 子育て支援に関する基本的な考え方（基本理念に関すること）		32件
第5編 計画の施策内容	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定に関すること	2件
	教育・保育の量の見込み及び確保方策に関すること	53件
	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策に関すること	33件
	子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的な提供やその推進体制の確保に関すること	164件
第6編 計画の推進に向けて（計画の推進体制に関すること）		1件
計画全般に関すること		5件
その他		82件
合 計		372件

「西宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）」パブリックコメントの回答分類

分類番号	分類	内容	意見番号	件数
	素案に盛り込み済み	意見内容が既に計画に盛り込まれているもので、特に修正を必要としないもの	1～3、6、11、13、35、36、41、43、51、52、57～59、64、66、67	65件
	意見を反映	意見内容をもとに、素案の修正や追加等を行ったもの	5、15、60	3件
	検討事項	意見内容については、課題として認識しており、計画を進める際に検討していくもの	9、10、16、17、22、26～30、37、38、40、42、44、48、50、54、61、76、78、89、91～94	119件
	その他	市の考え方や方向性に合致しないもの、または、この計画と直接関係のないもの等	4、7、8、12、14、18～21、23～25、31～34、39、45～47、49、53、55、56、62、63、65、68～75、77、79～88、90、95～105	185件
合 計				372件

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
第2編 子育て支援に関する基本的な考え方					
1. 基本理念、2. 基本的な視点					
1	保護者のニーズに応え、支援するとともに、子どもの視点に立ち、子どもの安全と発達を大事にする西宮市であって欲しい。	14	今後とも、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ～子育てするなら 西宮～」を基本理念に、幅広い施策の展開を図るとともに、子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。	11	
2	西宮市が子育て支援を子ども中心に考えるといった子どもの視点に立って考えていることに評価・共感する。	11			
3	子育てするなら西宮と誰もが言える西宮をめざして欲しい。	6			
4	基本的な視点の1番は、タイトルと説明文章が合っていないのではないか。	1	基本的な視点の[1]については、すべての子どもが健やかに成長する社会をめざすための子どもの育ちに関する理念を記載しております。	12	
第5編 計画の施策内容					
1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定					
5	「各事業における、施設整備やサービスの提供にあたっては…」としているが、どういうブロック分けなのかが分からない。「きめ細かな」という文言から、小学校との連携ということで小学校区域でのサービス展開と理解できるが、もう少し具体的に記載する方がよい。	1	<u>ご意見を踏まえ、一部修正しました。(素案37ページ)</u> 新設整備やサービスの拡充など各事業の提供にあたっては、西宮市幼児期の教育・保育審議会で示された小学校区に応じた幼稚園、保育所、小学校の連携ブロックを基本としたブロック分けを用いて、きめ細かなサービスを展開してまいります。	37	
6	提供区域を南部、北部で設定したうえで、ブロック分けを基本にサービスを展開することとしているが、乳幼児・児童を対象とした施策なので、地域に根ざし、気軽に利用できるサービスにするためにも、できるだけ小さなブロックでの検討が必要だと思われる。各地域で丁寧にニーズを把握し、サービスの充実に尽くして欲しい。	1	提供区域は北部、南部の2区域で設定しておりますが、新設整備やサービスの拡充など各事業の提供にあたっては、西宮市幼児期の教育・保育審議会で示された小学校区に応じた幼稚園、保育所、小学校の連携ブロックを基本としたブロック分けを用いて、きめ細かなサービスを展開してまいります。	37	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策					
7	1号認定は公立幼稚園と私立幼稚園が一括して検討されているが、各建学の精神に基づいている私立幼稚園と、市立学校・保育所や、他市の公立幼稚園とのつながりも強く、西宮市の目指す幼児教育を体現する公立幼稚園とでは、ニーズや存在意義が異なる。まとめて検討するのは雑であり、より丁寧なニーズ把握が必要ではないか。	1	公私立幼稚園ともに、幼稚園教育要領に基づく教育を提供していることから、幼稚園としての教育内容には基本的に差はないものと考えています。本市では、幼稚園での教育を望む保護者に対して、公私が協力して受け入れ枠を確保し、教育の充実と発展に努めながら、育ちや学びの連続性・一貫性を踏まえた質の高い幼稚園教育を提供していきたいと考えております。	42	
8	待機児童解消は認可保育所で行うべきである。	26	待機児童解消に向けては、認可保育所の整備と合わせて、新制度で認可事業となる家庭的保育事業等についても拡充してまいります。	44	
9	認可保育所を増やして欲しい。	6		44	
10	需要に応じた供給を行い、希望する時期に入所できるようにして欲しい。	4	事業計画に基づき、保育ニーズに応えることができるよう、保育の供給確保に努めてまいります。	44	
11	量だけでなく、質の向上も考えるべきである。	3	待機児童の解消に向けた量的拡大と合わせて、さまざまな課題や保育ニーズをふまえた研修、研究を行うことで保育の質の向上に努めてまいります。	44	
12	待機児童解消のため、家庭的保育事業や小規模保育事業を増やすのではなく、公立保育所を増やすべきである。	2	待機児童解消に向けては、認可保育所の整備と合わせて、新制度で認可事業となる家庭的保育事業等についても拡充してまいります。	44	
13	幼稚園から認定こども園への移行が進まないのであれば、新設の認可保育所や小規模保育事業の新設をもっと増やさないと待機児童が出てしまうのではないかと。また、入所保留児童が減らないのではないかと。	1	今後、増大が予測される保育ニーズに応えることができるよう、認可保育所や新制度で認可事業となる小規模保育事業などの整備を進め、供給量の確保に努めてまいります。	44	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
14	量の見込みと確保数が同数となっているが、同数では選択の余地がなく、実際には利用できない子どもが出ることが想定される。利用したい施設のニーズを継続的に把握するとともに、量の見込みに対して、余裕のある利用枠を確保し、すべての子どもが希望するサービスを受けられるよう現状の改善を図って欲しい。	1	今後、増大が予測される保育ニーズに応えることができるよう、認可保育所や新制度で認可事業となる小規模保育事業などの整備を進め、供給量の確保に努めてまいります。	44	
15	将来的に予想される保育施設の供給過剰を避けるためというだけで、特に3号認定の子どもについて、認定こども園のほか、職員の配置基準、園庭の設置など基準が低い小規模保育事業で対応しようとしている点は見直して欲しい。	1	<u>ご意見を踏まえ、一部修正しました。(素案 44 ページ)</u> 今後、増大が予測される保育ニーズに応えることができるよう、認可保育所や新制度で認可事業となる小規模保育事業などの整備を進め、供給量の確保に努めてまいります。	44	
16	小規模保育事業が増える中で、3歳以上の子どもの入所がスムーズにできるのか心配である。	1	認可保育所の整備と合わせて、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行や私立幼稚園の預かり保育を活用するなどして3歳以上児の受け入れ拡大に努めてまいります。	44	
17	保育所に入所できなかった子どもの数をきちんと公表すべきである。	1	保育所は、随時、入所申込を受け付けているため、毎年度、4月1日現在の待機児童数(国基準に基づく人数)及び入所保留児童数を公表しております。	44	
18	既存施設の活用で待機児童を解消していくとの方策が打ち出されているが、現状でも基準を超えて入所児童を受け入れている施設や希望する認可保育園に入れない子どもや家庭がある。その子どもや保護者の保育を受ける権利が侵害されているように感じる。「子どもを中心に考える」という理念をうたうなら、現在の子どもの権利を守るように認可保育所を新設して、教育・保育の量と質を確保して欲しい。	1	今後、増大が予測される保育ニーズに応えることができるよう、認可保育所や新制度で認可事業となる小規模保育事業などの整備を進め、供給量の確保に努めてまいります。	44	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
19	<p>保育所希望者の受け入れについては、基本的には認可保育所の整備を行うことで対応して欲しい。認定こども園や小規模保育事業では残念ながら基準が低く条例化されたので、「基本は認可保育所、入所枠がない場合はやむを得ず他の施設での保育」とし、待機児童の解消に努めて欲しい。なお、子どもの保育に格差が生じないよう、できるだけ早い時期での基準の改正を行い、全ての施設で基準をより高い方向にすることが必要である。</p>	1	<p>待機児童解消に向けては、認可保育所の整備と合わせて、新制度で認可事業となる地域型保育事業についても拡充していくこととします。また、認可基準については、条例にも常に向上を図るよう努めることを規定しており、今後ともより良い保育環境を確保してまいります。</p>	44	
20	<p>「将来的に予想される保育施設の供給過剰を避けるため」という、子どもの数が減少していくことを前提に対策を進めるといのは矛盾している。この計画は、現在の保育所不足の解消のためであり、また女性の働きやすさを促進するものであり、結果として少子化対策にもつながっていくことを目的としているはずである。この計画が成功すれば子どもは増え、「供給過剰」にはならないと思う。認定こども園や小規模保育事業等、細々と増やすより、従来の認可保育所を充実させることで対策をして欲しい。</p>	1	<p>本事業計画では、長期的な人口動態等から、少子化の傾向は、今後も続くものと考えております。しかしながら、保育ニーズについては、当面増大が予測されることから、認可保育所や新制度で認可事業となる小規模保育事業などの整備を進め、供給量の確保に努めてまいります。</p>	44	
21	<p>待機児童解消の議論では、常に将来の少子化時の保育所「過剰」問題が意識される。しかし、現在の配置基準は決して子どもにとって十分なものではない。例えば3歳児の現行 20:1 を 15:1 にするなど、順次改善していくことが必要である。質の改善を考えれば、保育所が過剰になることを前提として計画を立てるべきではない。</p>	1	<p>事業計画に基づき、保育ニーズに応えることができるよう、保育の供給確保に努めてまいります。また、認可基準については、条例にも常に向上を図るよう努めることを規定しており、今後ともより良い保育環境を確保してまいります。</p>	44	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
22	乳児の待機児童が多いので、公立幼稚園と保育所が連携や協力をしながら、幼稚園で乳児を預かるなど、公立幼稚園を活用することで新たに施設を建てなくても、費用も少なく、すぐにも実施できるのではないかと。	1	平成 24 年度より小松幼稚園、平成 25 年度より浜脇幼稚園において、余剰保育室を家庭的保育事業へ転用しており、今後とも公立幼稚園施設の有効活用について検討してまいります。	44	
23	認定こども園は富裕層でないと利用しにくくならないか心配である。公立の認定こども園についても検討が必要ではないかと。	1	平成 27 年 4 月から始まる子ども・子育て支援新制度に移行する認定こども園においては、保護者の所得に応じた応能負担で、公私同額を基本とした利用者負担となります。なお、認定こども園のあり方につきましては、こども支援局と教育委員会が連携して、今後研究を行ってまいります。	44	
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策					
24	市立保育所も民間並みに夜 8 時まで預かるべきである。なぜ公務員は民間並みに頑張れないのか。市役所は組合を見ずに市民を見て働くべきである。	1	現在、公立保育所では夜 7 時までの延長保育を実施しております。開所時間の延長については、利用ニーズ及び夜 8 時までの延長保育を実施する民間保育所の実施状況等を踏まえ検討してまいります。	46	
25	多様な主体の参入促進事業は、株式会社等の参入である。株式会社の参入は認めてはならない。	1	多様な主体の参入促進事業は、保育所や地域型保育事業等を新たに始める事業者に対する支援と、認定こども園で、特別な支援が必要な子供を保育する際に掛かる経費の一部を補助する事業となります。	48	
26	留守家庭児童育成センターをさらに充実させて欲しい（高学年の受入、8 時からの開所、土曜日の 19 時までの延長等）。	6	多様化するニーズに対応できるよう、アンケート調査の結果などを踏まえ、施設の確保や設備改修などのハード面と、指導員の確保や指導内容などソフト面の両面での検証を進めてまいります。	50	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
27	留守家庭児童育成センターについて、指導員の処遇改善、人材確保、人材育成に努めて欲しい。	3	勤務体制など指導員の処遇等については、指定管理者と連携しながら、継続的に安定した保育の実現のため処遇改善や人材確保に努めるとともに研修内容の充実などにより、人材育成を図ってまいります。	50	
28	留守家庭児童育成センターについては、安全確保のために、面積基準について早急に国基準を満たすように改善して欲しい。	2	待機児童の解消を最優先事項と考えており、現行規模の児童の受け入れを維持するために、当面は国基準については既存施設を適用除外せざるを得ないと考えております。児童の安全・安心な生活の場の提供と健全な育成を図る観点から、新制度基準の早期実現を目指してまいります。	50	
29	各種放課後事業の運営の一体化について検討を進めるとしているが、全児童を対象とした事業を実施する場合と、留守家庭児童育成センターを実施する場合のそれぞれで、子どもの安全確保ができるようにするべきである。	2	留守家庭児童育成センターにつきましては、従前通り保育の質を維持し、安全確保に配慮してまいります。また、全児童を対象とした事業として、校庭や空き教室を活用して、自由な遊びの場や学びの場を提供する「新放課後事業プラン」の検討を進めておりますが、見守りボランティアを配置し、安全確保に努めてまいります。	50	
30	留守家庭児童育成センターについての今後の方向性として、「定員の弾力化や公共施設の有効活用」としているが、子どもの安心安全を最優先に無理が生じないように検討して欲しい。	1	高学年受け入れなど量的拡大だけでなく、何より子どもの安心安全を念頭におき、質の向上を目指しながら今後の施設整備や運用の検討を進めてまいります。	50	
31	留守家庭児童育成センターについては、保育所または関係施設との引継ぎや連携、情報交換など子どもの生活を途切れさせることなく安全確保に努めて欲しい。	1	児童の健全育成の維持向上のために、これまで以上に学校・地域などとの連携、情報交換などを強化し安全確保に努めてまいります。	50	
32	留守家庭児童育成センターについて、現在の内容を充実させてもらい、保護者としっかりと連携のとれるもの、安全を重視したものにして欲しい。誰でも利用できる全児童を対象とした事業では安全面での確保ができないため不要である。	1	留守家庭児童育成センターの運営につきましては、児童や保護者のニーズを把握し、指定管理者と連携しながら保育内容の充実と安全確保に努めてまいります。一方で全児童を対象とした事業につきましては、児童期に必要な遊びや体験の場を提供することを目的とするもので、全ての子どもたちが充実した放課後を過ごせるよう安全にも配慮し、実施してまいります。	50	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
33	全児童を対象とした事業を実施するのではなく、現在の育成センターを定員・入所基準・料金なども含め見直していくことを提案する。	1	全児童を対象とした事業につきましては、児童期に必要な遊びや体験の場を提供することを目的とするもので、全ての子どもたちが充実した放課後を過ごせるよう安全にも配慮し、実施するものです。 一方、留守家庭児童育成センターにつきましては、今後も留守家庭児童の放課後の生活の場としての機能を維持してまいります。	50	
34	各種放課後事業の一体化については反対です。留守家庭児童育成センター事業と放課後子供教室とは根本的に目的や役割、事業の仕組みが異なる。放課後の子どもの居場所であるという点だけで一体化を考えるのは、2つの事業を一体化することでコストを削減しようとしているのではないかという疑念を感じざるを得ない。各々の事業自体は大変有意義なものなので、別々の事業として充実させるべきである。	1	放課後事業とは、就労家庭などの児童を預かる育成センターのほか、地域の教育力を生かして居場所づくりを行う放課後子供教室、子どもの育ちの場をつくるために新たに実施する新放課後事業プランなどですが、運営の一体化とは事業の一本化ではなく、多様なニーズに対応できるよう、総合的に放課後事業に取り組もうとするもので、育成センターに通う児童が他の放課後事業に参加できるようにするなど、事業同士の連携を考えております。 したがって、各事業の目的は十分認識していることから、それぞれの重要な機能や役割などは維持してまいります。	50	
35	子どもの安全な遊び場について、最も効率的だと思われるのが、学校開放である。監視のために先生方の負担が増えるという懸念はあるが、それは地区毎に検討し、PTA や自治会との連携を図りつつ、子どもを見守る事が必要である。	1	現在、校庭や空き教室を活用して、安全で自由な遊びの場や学びの場を提供する「新放課後事業プラン」の検討を進めておりますが、子どもたちの安全を見守るために、コーディネーターやボランティアの配置を考えております。	50	
36	施設を増やすことより、名古屋市が実施している「産前・産後ヘルプ事業」を実施するなど西宮市でも在宅での援助を行う必要がある。	1	名古屋市の「産前・産後ヘルプ事業」については、児童福祉法に基づく「養育支援訪問事業」であり、本市でも概ね同様の趣旨・内容で、産前・産後の「育児支援家庭訪問事業」を実施しております。	54	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
37	西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート結果では、子育て支援で力を入れて欲しいことに、安心して出産できる医療体制の充実とある。医療体制を補完する仕組みとして他市で導入が進み、国も積極的に推進している産後1週間程度入所できる「産後ケア施設」の充実を図り、産後ゆっくり日常生活に戻れる仕組みを整備すべきである。	1	産後ケア施設の充実については、平成26年度から国のモデル事業として「産後ケア事業」が始まったばかりでありますので、他市での実施事例を調査しながら検討してまいります。	54	
38	子育てひろばを増設する際には、西宮市の各地域の年代別人口を示すなど、増設場所(地域)の合理的理由を示して欲しい。計画(素案)にも記載があるように、子育てひろばは「気軽にいつでも自由に集うことができる場所」でなければならない。そのような状況になることを期待する。	1	子育てひろばは、身近な場所での設置が望ましいことから、市内20箇所の開設を目指し拡充してまいります。増設にあたっては、就学前児童数の推計や利用者ニーズを踏まえ、空白地域での整備を優先的に進めます。 さらに、各地域で行われている子育て支援事業とも連携し「気軽にいつでも自由に集うことができる場所」の充実をめざしてまいります。	57	
39	児童館の数は、小学校区に1つ、もしくは2つあると良い。	1	地域における身近な子どもの遊びの拠点としての役割など児童館的機能を市全体で拡充できる仕組みづくりを関係機関と連携しながら取り組んでまいります。	57	
40	移動児童館の回数をもっと増やして欲しい。	1	子育てひろばの設置状況や利用者ニーズを勘案しながら、今後の実施箇所・回数について検討してまいります。	57	
41	一時預かりを拡充して欲しい。	3	一時預かり事業の実施施設がない地域には、保育所等の新設整備に併せて整備するとともに、より利便性の高い場所での実施も検討してまいります。 また、地域型保育事業等の定員の空き枠を活用した「余裕活用型」や、私立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の拡充等についても検討してまいります。	59	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
42	病児保育をもっと増やして欲しい。	1	施設の立地に地域偏在があり稼働率も低迷していることから、事業の周知の徹底や利用しやすい仕組み作りを検討する中で、ニーズを把握し適正な施設数についても検討してまいります。	60	
43	病児保育事業は、「病気やけがの回復期」の児童が対象で、前日までに申込が必要となる。「病気やけがの発症から回復期に至るまでの期間」の児童を対象とし、かつ、「申込は当日朝まで」として事業を拡大するべきである。	1	病後児保育については、病気の「回復期」であることが対象となっていますが、病児保育については、病気の「回復期に至らない」場合も対象となっており、国の要綱に定められております。 病児保育事業は、現行制度においても当日であっても医療機関に受診し医師の証明があれば、利用が可能です。今後も保護者ニーズに合った保育サービスの提供について検討してまいります。	60	
44	訪問型病児保育を早期に導入して欲しい。	1	現状の利用方法の改善や周知を図るとともに、訪問型病児保育について安全性等の調査、研究してまいります。	60	
45	病児保育事業について、国からの補助金により、病院と連携した施設を複数設置すること。少なくとも南部地域に5箇所、北部地域に2箇所は必要ではないか。	1	隣接する他市の病児・病後児施設の相互利用も含め、ニーズを把握し適正な施設数について検討してまいります。	60	
4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的な提供やその推進体制の確保					
46	認定こども園は、親との直接契約制度であり、福祉としての保育が解体される。認定こども園化は反対である。	1	子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供として、教育・保育を一体的に行う認定こども園の普及を図ることとしております。認定こども園は、保護者の就労の有無に関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるという大きな特長があります。 本市としては、当面の増大する保育需要に対応するためにも、保育所や小規模保育事業の整備を引き続き行うほか、既存施設、特に私立幼稚園の認定こども園への移行を促進することが保育所待機児童を解消する手段として有効なものと考えております。今後、既存施設が認定こども園へ移行を希望する場合には、十分な協議を重ねながら、国の補助制度を活用し、移行に向けたサポートを行ってまいります。	64	
47	保育所は保育所、幼稚園は幼稚園で全く違うので、今までどおり、別々で運営して欲しい。	1		64	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
48	保育現場の現状は厳しく、保育士は疲れている。保育士の処遇を改善すべきである。	64	保育士確保の観点からも重要性を認識しており、現在、国基準を上回る配置をしております。今後も処遇の向上に努めてまいります。	65	
49	子どもの健やかな成長、発達のためには、ふさわしい環境が必要である。小規模保育事業、認定こども園で保育をする場合は、職員の配置基準、園庭の設置など認可保育所の基準と同じにするべきである。	46	保育所や小規模保育事業、幼保連携型認定こども園の認可基準につきましては、一部、国を上回る基準を設定しておりますが、条例にも常に向上を図るよう努めることを規定しており、今後ともより良い保育環境を確保してまいります。	65	
50	職員配置基準の見直し・充実が必要である。	11		65	
51	どんな家庭の子どもでも平等に保育を安心して受けられるようにしてほしい。	9	障害のある子どもや児童虐待等の特別な支援が必要な家庭が円滑に教育・保育等を利用できるよう配慮するなど、全ての子どもの健やかな成長を支援してまいります。	65	
52	乳幼児期の大切な時間を過ごす場として、より良い環境で過ごせるようにしてほしい。	7	乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な支援が行えるよう良質な環境整備に努めてまいります。	65	
53	正規職員をもっと増やしてほしい。	6	現在、公立保育所、民間保育所ともに国基準を上回る保育士を配置しております。今後とも研修の充実に努め、質の高い保育が実施できるよう取り組んでまいります。	65	
54	現在の保育水準を下げることなく、質の高い保育ができるようにしてほしい。	4	さまざまな保育の課題や保育ニーズをふまえた研修、研究を行い、保育の質の向上に取り組んでまいります。	65	
55	給食は、市直営で自園調理に限るべきである。	4	食育の推進、質の高い給食の提供を前提として、総合的に保育所給食のあり方を検討してまいります。	65	
56	保育士、幼稚園教諭の処遇に格差をなくしてほしい。	2	質の向上を図る観点から、広く就学前児童の教育・保育施設等に従事する職員の処遇改善について検討してまいります。	65	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
57	保育指針に基づく保育が全ての保育施設でできるように保障すべきである。	2	全ての保育施設において保育指針に基づく保育ができるように、各施設と保育支援員との連携を進めるとともに、市が主催する研修の参加を促すなど保育の質の向上に努めてまいります。	65	
58	子どもの保育が今まで以上に保障されるような内容になるように十分、審議して欲しい。	1	本計画の策定にあたっては、西宮市子ども・子育て会議で審議を行ってきたほか、市民の意見を計画に反映するため、ニーズ調査を実施する等の取り組みを進めてまいりました。計画内容については、今後、進捗管理、評価等を行い、着実な推進を図ってまいります。	65	
59	子どもの笑顔と健康のためには、栄養のある温かい給食をどの子どもにも食べさせてあげるようにして欲しい。	1	食育の推進、質の高い給食の提供を前提として、総合的に保育所給食のあり方を検討してまいります。	65	
60	幼稚園教諭の処遇を改善し、志の高い、質の良い教育者を育てて欲しい。	1	<u>ご意見を踏まえ、一部修正しました。(素案 65 ページ)</u> 教育・保育施設等の質の向上を図るため、教育・保育施設等に従事する職員の処遇改善についても検討してまいります。	65	
61	認可保育所や公立保育所の充実をすべきである。	1	認可保育所や公立保育所については、さまざまな保育の課題や保育ニーズをふまえた研修、研究を行うことで保育の質を向上させ充実を図ってまいります。	65	
62	すべての職員は雇用不安や生活不安のない有資格正規職で、どの施設でも、今までの市の配置基準を上回る配置基準で配置されなければならない。	1	職員配置などの認可基準については、一部、国を上回る基準を設定していますが、条例にも常に向上を図るよう努めることを規定しており、今後ともより良い保育環境を確保してまいります。	65	
63	西宮市は小規模保育事業の基準を国よりも手厚くし安全であるとしているが、2014年2月に発生した保育ルームでの乳児死亡事案の責任もとらず、小規模保育事業を増やそうとしている。認可外保育施設では、認可保育所の20倍の確率で死亡事故が発生している。特に2001年の待機児童ゼロ作戦による規制緩和により、認可保育所でも死亡事故が激増しているということはどう捉えているのか。	1	子どもの命の尊さを重く受け止め、西宮市安全対策委員会の提言をもとに、各保育施設にAEDの設置を促進するとともに、救急法の研修を行いました。 また、保健師による健康チェックや保育支援員による巡回指導を強化し、安全な保育に取り組んでおります。 今後も巡回指導を一層強化するとともに、研修体系の整備や外部評価の導入など保育の質の向上に努めてまいります。	65	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
64	塩瀬や山口などの支所単位、小学校区単位で絆を深められるイベントや居場所づくりを考えて欲しい。小学校の余裕教室を活用できれば、もっと子どもが進学する小学校に親しみもわき、1月頃から入学までの土曜日にプレスクール等を実施すれば、小1ギャップの是正や幼小連携ももっと充実するのではないか。	1	北部地域では、塩瀬・山口児童センターにおいて、乳幼児親子や児童を対象に様々な講座やイベントを実施しております。 また、本市では、子どもの育ちと学びをつなぐために幼保小連携に取り組んでおります。小学校区を基本とした12地域において小学校を核とし、年間を通じた交流活動を行っております。今後もいただいたご意見をもとに幼保小連携の充実に取り組んでまいります。	66	
第6編 計画の推進に向けて					
1. 計画の推進体制					
65	「評価・意見・提言」を行う外部組織「子ども・子育て会議」の構成にあたっては、現場の声を反映させるべきである。そのため、委員には、現に保育所等に預けながら働き続けている保護者や認可保育所で働く保育士、さらには無認可で働く保育士等の意見を反映させることができるような構成が必要である。 また、今回の事業計画を審議した委員も不可欠で、人数は膨大になるが、形態は様々な工夫を凝らせばよいと思う。問題は、現場の声が届かなければ、しわ寄せが子どもにいくという厳粛な事実を常に念頭に置くことである。	1	西宮市子ども・子育て会議の委員構成については、西宮市附属機関条例において、子どもの保護者、事業主の代表者、労働者の代表者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者としております。 引き続き、子育て世帯や子育て支援関係者等、幅広い見地から、西宮市の子育て環境等に関する状況の把握、子育ての実態やニーズの把握に努めるとともに計画を推進してまいります。	69	
計画全般に関すること					
計画全般に関すること					
66	数字だけでなく、子ども一人ひとりを考えた計画にして欲しい。	1	全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるよう、事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施してまいります。	-	
67	この事業計画が、西宮の子どもにとってより良いものとなり、子育て支援を充実させるものになるようにして欲しい。	1			

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
68	計画が数字ばかりでわかりにくい。グラフ等を入れて誰でもわかり易く、見易くして欲しい。	1	<p>子ども・子育て支援法及び国の基本指針は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、計画期間内における量の見込み（数値目標）を設定することとされております。</p> <p>本市においてもニーズ調査を実施し、本計画に計画期間内の数値目標を定めるとともに、今後の方向性についての記述も加えております。</p> <p>今後も、安心して子育てと仕事が両立できるよう、多様なニーズに応じた子育て支援の充実に努めてまいります。</p> <p>本計画に基づき、平成 27 年度から事業を推進してまいります。計画の実施状況等につきましては、西宮市子ども・子育て会議で進捗状況を報告し、第三者的な立場から評価・意見・提言を受け、計画の管理、着実な推進を図ってまいります。</p>	-	
69	確保方策とあるが数字の羅列で、策が書かれていないように感じる。方策というより必要量みたいで、今後の方向性が策となっている。	1			
70	今のままでは、子育てをして仕事を続ける保護者が十分に保証された安心できる保育環境とは言えないと思う。保育者の処遇改善につながる制度としても不備がある。さらに2、3年じっくり立案までの時間をかけて、より良いものにして欲しい。	1			
その他					
その他					
71	公立保育所は残すべきである。	3	公立保育所については、平成 25 年 7 月の「西宮市幼児期の教育・保育審議会」の答申を踏まえ、セーフティネットとして、また地域のネットワーク機能としての役割などあり方について整理した上で、適正な箇所数についても検討してまいります。	-	
72	公立保育所は定員を超えて保育している。もっとゆとりある保育を希望する。	2	本市では国の面積基準の範囲内で定員を超えての保育を行っておりますが、厚生労働省より示された待機児童解消のための面積基準の一部緩和については実施しておりません。今後とも保育環境の保全に取り組んでまいります。	-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
73	公立幼稚園は残すべきである。	32	本市では、少子化による就学前人口の減少とともに、地域による偏在はあるものの、幼稚園の入園希望者は減少傾向にあり、今後もその傾向は続くものと考えております。 こうしたことから、今後は公私立幼稚園の施設が過剰になる状況が予測されるため、公立幼稚園の適正配置について検討を進めてまいります。	-	
74	公立幼稚園で、3年保育や預かり保育を実施して欲しい。	6	3年保育については、私立幼稚園が先行実施してきた経緯があり、現在も私立幼稚園全園で実施しております。公立幼稚園では、過去からの経緯や今後の園児数減少の状況等を踏まえ、今後も3年保育は実施いたしません。 また、預かり保育については、保護者の子育て支援のため、週に1～2日・短時間での一時的な預かり保育の実施の可否等について、平成27年度に検討を行います。なお、保育時間の延長として、午後保育日を現在の週3日から週4日に平成27年度より拡充してまいります。	-	
75	子どもの人数が減るので、クラス定員数を下げ、子ども一人ひとりの育ちを丁寧に見ていくことも保育の質の向上につながるのではないかと。	1	公立幼稚園の学級定員については、4歳児は1学級30名定員、5歳児は幼稚園設置基準に従い1学級35名定員としてきたところですが、集団としての適正な規模も考慮に入れ、保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。	-	
76	幼稚園施設の積極的活用を検討していくべきである。定員割れ、余裕教室等も開放するなどして子育て支援の拠点としていくべきである。	1	現在、公立幼稚園2園で余裕保育室を保育ルームへ転用しております。今後とも就学前児童の遊び場や他の子育て関連施設への転用等も含め検討してまいります。	-	
77	公立幼稚園の施設を活用し、公的な機関のまま就学前教育、子育て支援施設となるようにして欲しい。	1	今後進める適正配置に基づき休園となる公立幼稚園の施設の活用方法については、子育て支援施設への転用も視野に入れながら検討してまいります。	-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
78	3歳ぐらいで発達が気になる子どもや、子育てに不安を持っている親子が、小集団で過ごせる機会を確保するため、保健師と連携しながら、このような子どもの一時保育を幼稚園でできれば良い。	1	<p>在家庭の未就園児や保護者のつながりの場として、園庭開放の方法や広報を工夫し、地域住民への利用促進を図るとともに、保育時間外の有効活用として、関係機関と協議し、子育てひろばや子育て相談等の実施についても検討してまいります。</p> <p>また、特別な支援が必要な子どもが集う場づくりとして、児童発達支援センターや関係機関の協力による巡回相談の実施などについても検討してまいります。</p>	-	
79	希望する幼稚園に定員を超えても入園できるようにしてほしい。	1	<p>幼稚園の定員については、施設設備などの認可基準を基にして設定しており、定員の範囲内で園児を受け入れております。</p> <p>今後も公私立幼稚園が協力して一定の受け入れ枠を確保してまいります。</p>	-	
80	行政が専任担当部署を設けたり育児のための施設整備に走ることは、子ども自身のコミュニケーション不足や、子どもの人格や性格形成期の育児に最も重要な時期の親の育児放棄にも繋がったり、単身の親家庭を作っているともいえ、反対である。	1	<p>子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、「子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと」とされています。国の基本指針を踏まえ、子どものより良い育ちを実現するため、取り組みを進めてまいります。</p>	-	
81	少子化の現在において施策としての施設は、近い将来には対象児童がいなくなる事も懸念され、事業者は利益追求だけであり、行政の意図と合致するののかも大きな疑問で将来の整理統合も視野に入れておく必要がある。	1	<p>施設の新設整備や子育て支援サービスの拡充にあたりましては、既存施設の配置状況や地域の需要など、将来の少子化を踏まえた検討も行ってまいります。</p>	-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
82	福祉最優先の社会、親・子ども・保育者が安心できる福祉国家になって欲しい。	2	今後とも、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ～子育てするなら 西宮～」を基本理念に、幅広い施策の展開を図るとともに、子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。	-	
83	子どもを預けるという目的のためによく考えられていて、働きたいし子どもも育てたいという人にはいい時代になってきているかと思うが、それでよいのか。国の政策は何か全員が働かねばならない、専業主婦は贅沢だという世相を作り出しているような気がし、西宮市もそれに準じていくのか。子どもを預けてまで働きに行かねばならない世の中ではなく、その間は専業主婦になっても生活していける支えが必要である。家庭にいる専業主婦の仕事の価値観を高めるべきである。	1	子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と、地域の子ども・子育て支援の充実に図ることを目的としております。 本市としましては、教育・保育施設等の保育サービスの充実と併せて、在宅で子育てする家庭への支援の充実に努めてまいります。	-	
84	母親が安心して職場復帰できる制度を整えて欲しい。	1	今後も、安心して子育てと仕事が両立できるよう、多様なニーズに応じた子育て支援の充実に努めてまいります。	-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
85	保育教諭資格は、5年以内に自己負担で30時間もの研修を勤務しながら受けなければならない。このような資格は必要ない。今まで通りの資格で働き続けられるようにすること。	1	<p>幼保連携型認定こども園は、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられています。幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、法の施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けておりますが、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要があります。</p> <p>このため、国では、免許・資格の併有を促進する取り組みとして、一定の実務経験を有する者を対象に、それぞれの免許・資格の取得に必要な単位数等の特例を設けておりますので、両方の免許・資格を有する場合は、新たに研修等を受講する必要はありません。</p> <p>また、幼稚園もしくは保育所で勤務する場合は、それぞれの免許・資格を有していれば勤務可能となります。</p>	-	
86	子どものすこやかな育ちのために市の予算を有意義に使って欲しい。	4	<p>今後とも、子育て支援の充実に努めるとともに、予算編成等の中で、国・県の補助制度の活用、より効果的・効率的な実施方法の見直しなどを図り、計画を推進するための財源確保に努めてまいります。</p>	-	
87	具体的な施策の実施年度などが不明瞭なものが多く、そして、施策ごとにその財源がいくら必要で、財源の確保の見通しも不明瞭です。絵に描いた餅にならないか。市民に財源について説明しなくて良いのか。	1		-	
88	子どもの就学前保育の大切さは将来、様々な分野での費用対効果があるということで、海外でも見直しされ、予算を増額している国がある。今の日本は逆行している。文教都市をうたうなら、それにふさわしい教育・保育が受けられるようにすべきである。	1		-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
89	地域の子どもへの支援も充実したものになるよう専門員や巡回指導等の回数も増やして欲しい。	1	<p>子育て家庭への支援の充実として、保育所の職員が児童館に出向き行う子育て相談会や、育児支援を目的に児童館等で保健師、栄養士、歯科衛生士の講話を行う育児支援事業など、本市では専門職員が地域に出向き、様々な子育て支援事業を行っております。</p> <p>こうした子育て家庭への支援を目的とした事業につきましては、今後とも充実を図ってまいります。</p>	-	
90	親子が孤立しないよう、川西市で行われている親子近居を促す補助制度を導入すべきである。	1	<p>核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることから、今後も地域において子育て中の親子を支えていくことが必要となります。</p> <p>本市では、子育て親子の交流の場として、子育てひろばを拡充するほか、子育てに関する各種相談事業や生後2か月頃の乳児のいる全ての家庭を訪問する「健やか赤ちゃん訪問事業」を実施しております。</p> <p>いただいたご意見については、子育て家庭の孤立化を防ぐ取り組みを進めていく上で参考とさせていただきます。</p>	-	
91	0～2歳児は在家庭の子どもが多いため、訪問事業や子育てひろばなどの事業がますます大切になっていくかと思う。	1	<p>0～2歳児の在家庭での育児支援については、児童福祉法で定められた乳児家庭全戸訪問事業に基づき、本市では、「健やか赤ちゃん訪問事業」として、民生・児童委員が生後2ヶ月頃の赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問しております。</p> <p>また、子育てひろばは、地域の子育て支援の中心として、各地域で行われている事業や施設について、情報の収集や提供を行うなど、関係機関や施設との連携を強化し、さらなる親子の利用の促進に努めてまいります。</p>	-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
92	乳幼児を持つ保護者への育児教育の実施をして欲しい。	1	<p>子育て総合センターでは、親子で楽しめるイベントだけでなく、保護者に対する啓発の講座などを実施しております。また、妊婦・生後6か月までの子どもと保護者対象のプログラム等を開発・実施しております。</p> <p>また、地域保健課においても、乳児健康相談や母親学級、両親学級、離乳食講座などを実施しています。今後も関係課が連携し、事業を進めてまいります。</p>	-	
93	子どもの支援だけでなく、親の支援をまず実施すべきである。子育てに悩み、相談する人がそばにいない等親のことも考えることも大切である。	1	<p>子育ての孤立化により、不安感・負担感を持たれる保護者が増えてきています。子育てひろばでは、交流の場を提供するだけでなく支援者が保護者の悩みを聞いたり、様々な子育て情報を提供したりしております。今後とも支援の充実に努めてまいります。</p>	-	
94	子育て支援情報を携帯電話等のメール配信により、いつ・どこで子育て支援関連の行事があるかなど知らせる仕組みを導入して欲しい。	1	<p>本市では、ホームページで、市内各所で行われている子育てイベント情報を提供しております。今後は、子育て家庭が多岐にわたる子育て支援情報をより効果的・効率的に提供できるよう、メール配信などを活用した情報提供を検討してまいります。</p>	-	
95	神戸市にある神戸市総合児童センター（こべっこランド）のような施設を整備して欲しい。	1	<p>児童館に求められている機能の量的拡大と質的向上をめざし、役割を整理していく中で、児童館施設につきましても、研究をしてまいります。</p>	-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
96	保育料が高すぎる。	5	<p>本市の保育所保育料は、これまで低所得者層に配慮しつつ、所得の高い階層については概ね国の徴収基準に準拠する形で引き上げてきましたが、平成 27 年度からは、他都市と比較して高水準となっている所得の高い階層の保育料の引き下げを実施する予定です。</p> <p>新制度に移行する幼稚園（私立幼稚園 6 園、公立幼稚園全 20 園）の保育料は、保護者の所得に応じた利用者負担額とする応能負担となり、本市では国の示した基準額よりも保護者負担を軽減したものを検討しております。</p> <p>また、保育所、新制度に移行する幼稚園ともに、第 2 子は半額、第 3 子は無料となる軽減制度を実施してまいります。</p> <p>なお、新制度に移行しない幼稚園（私立幼稚園 34 園）の保育料については、従来どおり、各園で設定することとなります。</p>	-	
97	新制度のもとで、どの施設においても子どもとそこで働く職員の平等な処遇が保障される公定価格にするよう、保育士の処遇改善や、冷暖房費について保育時間に応じたものになるよう国に要請して欲しい。	1	<p>子ども・子育て支援新制度では、「量的拡充」と「質の改善」を両輪として取り組む必要があるとしており、公定価格においても「質の改善」に向けた項目が設定されております。</p> <p>しかしながら、いくつかの項目については、消費税引上げによる増収分を財源に充てることとしているなど、財源が不透明な部分もあり、本市としましては、引き続き国の動向を注視するとともに、必要に応じて国に要望することも検討してまいります。</p>	-	
98	障害児保育、延長保育、一時保育など自治体単独補助の切り下げをせず維持・拡充して欲しい。	1	<p>障害児保育については、現在、市独自に職員加配に対する補助金を交付しており、平成 27 年度についても引き続き、実施する予定としております。</p> <p>延長保育、一時預かりについては、現在、国の制度に基づく補助金を交付しており、平成 27 年度においても地域子ども・子育て支援事業として補助金が交付される予定です。</p>	-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
99	幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「子どもの発達」や「外国人など自分と異なる文化を持った人に親しみをもつ」が削除され、「規範意識」や「国旗に親しむ」が加えられている。このような国家主義イデオロギーの強制は、戦争への道につながる。子どもの最善の利益は何よりも衣食住が保障されることであり、それを破壊する戦争を進める国家主義教育は許せない。	1	幼保連携型認定こども園教育・保育要領については、教育基本法、児童福祉法及び認定こども園法に示された教育・保育の目的や目標の達成を目指し、国が設置する検討会議で策定されたものです。 教育・保育要領は大綱的な基準であることから、趣旨、内容についての解釈などの詳細については、解説書や国等が主催する説明会への出席等により理解を深めてまいります。	-	
100	新制度は、1兆1000億円の財源を必要としていたが、消費税増税分の7000億円は破綻し、残りの4000億円についても調達できていない状況であることから、直ちに中止するべきである。財源が破綻しているのに強行すれば、現場は混乱し、一切の犠牲が現場や子どもに押し付けられるので、自治体として推進するのではなく、反対するべきだ。	1	平成27年1月23日に子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令が公布され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることが法的にも確定しました。さらに、社会保障の充実に充てられる消費税増税分は、平成27年度の国予算で、新制度関連予算が優先的に充てられる予定となっております。 本市におきましても、平成27年4月の円滑な移行に向けて、取り組みを進めてまいります。	-	
101	子どもを取り巻く環境を整えるという意味で、各園や地域の方たちと周辺の公園などの清掃活動を実施するよう呼びかけをして欲しい。	1	各園では、様々な形で地域との交流を図っておりますので、取り組みを進めていく上で、今後の参考とさせていただきます。	-	
102	西宮は公民館の講習情報がHPでも探せない。年度始め等に一覧が回覧でまわればよい。	1	本市公民館では、土曜日に公民館、図書館等で月2回程度、前期(6月～10月)、後期(11月～3月)、通年(6月～3月)などの期間を設けて、市内に在住、在学する小学4年生から中学生を対象とする多くの文化的な講座を行っており(「宮水ジュニア事業」)、申し込み方法や各講座の内容などを記載したパンフレットを市立小中学校で対象学年の児童・生徒に配付するほか、ホームページ及び市政ニュースでお知らせしております。 また、お住まいの地域の公民館で開催する講座については、講座チラシを自治会を通じた回覧や公民館に置いておく等の方法でお知らせしております。	-	

意見 番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	素案 ページ	分類 番号
103	放課後の子どもの居場所として全児童を対象とした事業とは、具体的にはどのようなものか。	1	現在、地域で実施していただいている放課後子供教室のほか、全ての子どもたちが安全・安心で健やかに育まれるよう、新たに校庭開放や空き教室を学習室として開放する「新放課後事業プラン」の実施を検討しております。	-	
104	幼稚園の預かり保育は保育所とは異なるのか。幼稚園に通っていなくても利用できるか。	1	幼稚園の預かり保育については、在園児を対象とした事業となります。新制度では、保育所と同様に、在園児以外の児童を対象とした一時預かり事業を幼稚園が実施することも可能となります。各園の事業の実施の有無については、各園もしくは市にお問い合わせください。	-	
105	この事業計画は誰が主となって、何の目的のために進めていく計画か。	1	子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法及び国の基本指針に基づき、市町村が実施主体となって、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業総合的かつ計画的に行うことで、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的としております。	-	